

## ○岡山理科大学全学評価・計画委員会規程

### (設置)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程第3条に基づき、全学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、岡山理科大学全学評価・計画委員会（以下、「全学評価・計画委員会」という。）を置く。

### (委員会の業務)

第2条 全学評価・計画委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 全学の内部質保証に関する方針策定並びに体制の構築に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の立案及び進捗管理に関すること。
- (3) 計画に基づき実施する諸活動の自己点検・評価、改善計画の策定に関すること。
- (4) 組織別評価・計画委員会の計画及び評価活動の運営支援
- (5) その他、内部質保証に関する重要事項

### (組織)

第3条 全学評価・計画委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) 大学事務局次長
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

### (委員長等)

第4条 全学評価・計画委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

### (組織別評価・計画委員会)

第5条 機構、大学運営部門及び学部・研究科の計画策定並びに自己点検・評価の実施に際し、全学評価・計画委員会の下に次のとおり組織別の評価・計画委員会を置き、委員長は学長が指名する。

- (1) 教育評価・計画委員会
  - (2) 学生支援評価・計画委員会
  - (3) 研究評価・計画委員会
  - (4) 地域貢献評価・計画委員会
  - (5) 国際化推進評価・計画委員会
  - (6) 大学運営評価・計画委員会
  - (7) 各学部評価・計画委員会
- 2 組織別の評価・計画委員会の委員は、委員長が選任する。
- 3 組織別の評価・計画委員会は、それぞれでとりまとめた中期計画、事業計画及び自己点検評価結果を全学評価・計画委員会に報告する。

### (委員会の事務)

第6条 全学評価・計画委員会の事務は、IR・企画課において行う。

(補則)

第7条 全学評価・計画委員会規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 全学評価・計画委員会規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。